論文の要旨

氏名 永岩慧子

論文題目 請負契約における瑕疵の救済法理

論文の要旨

1. 問題の所在と研究の目的

請負の仕事の目的物に瑕疵があった場合、注文者の救済手段として、民法は瑕疵担保責任 (第 634 条以下)を置いている。これまで、請負の瑕疵担保責任をめぐる議論では、請負人 は、瑕疵のない仕事を完成する義務を負うことが肯定されるという点で、売買におけるよう な、瑕疵担保責任の法的性質をめぐる法定責任説と契約責任説の対立という議論とは基礎 を異にしている。請負における瑕疵担保責任については、債務不履行責任の特則であるとの 点でほぼ異論はみられない。従来の通説は、請負における仕事の瑕疵を、債務不履行責任の 特則であると同時に売買における第 559 条の特則でもあるとし1、瑕疵担保責任が適用され る場面においては債務不履行責任の適用を排除するとした。ここで、瑕疵担保責任と債務不 履行責任の関係をいかに解するべきかについて、従来から、瑕疵担保責任の適用が生じる時 点はいつかという問題が議論されてきた。この点、通説及び裁判例の多数は、「仕事の完成」 により、これらの適用が区別されるとする2。しかし、この「仕事の完成」自体の解釈につ いて、通説の見解は明らかではなく、裁判例上のリーディング・ケースは、「予定の工程の 終了時」と解するが、これもまた統一的な解釈とはいえない状況がある。また、裁判例にお ける「仕事の完成」の有する意義は、瑕疵担保責任の適用時点に加え、請負人の注文者に対 する報酬支払請求を可能にするという意味が与えられていた。つまり、請負においては、瑕 疵のない仕事の完成という結果に対して、注文者が報酬を支払う義務を負うものであり、仕 事に瑕疵がある限りにおいては、注文者は報酬の支払を請求することができないのが原則

¹ 鳩山秀夫『増補 日本債権法各論(下巻)』(岩波書店、1924年)584頁、我妻栄『債権各論中巻二』(岩波書店、1962年)633頁。

² 我妻栄『債権各論 中巻二』(岩波書店、1962年) 633 頁。

である。しかし、とりわけ建築請負のような継続性を有する請負契約において、仕事に瑕疵 がある場合でも、それが注文者にとって全く無価値なものではない場合があること、さら に、請負人が瑕疵のある仕事を理由に再履行をすることは、費やした材料や労務が多くの場 合に無に帰することから、過度な要求となる場合があるという事情から、仕事に瑕疵がある 場合でも、「一応の完成」を観念づける必要があると解された。わが国における裁判例は、 以上のような解釈のもと、請負人の行なった仕事に一定の価値が認められる場合には、「仕 事の完成 | とし、それ以降、注文者に対する報酬支払請求を肯定するとともに、債務不履行 責任の一般規定に対して、解除の制限など注文者にとって不利とされる瑕疵担保責任の適 用のみを認めるという解釈を行っている。しかし、このような解釈については、瑕疵担保責 任の適用について流動的・相対的な判断がなされているといえ³、さらに、近時の最高裁判 決(最判平成 14 年 9 月 24 日裁判集民 207 号 289 頁)において、瑕疵担保責任に基づく損害 賠償として、建替費用相当の賠償が肯定されたことから、瑕疵担保責任の適用のもとでは仕 事のやり直しは認められないとする従来の解釈が必ずしも妥当しない場合が生じている。 さらに、建築請負契約においては、債務不履行責任による解除であっても、全面的な解除が 認められることは制限的であり、そこでは、すでに不完全な仕事の価値に考慮した取り扱い がなされているといえる。

また、瑕疵担保責任の適用時点をめぐり、仕事の完成とは異なる見解として、注文者の主観的な要素の介入(「完成としての承認」)により、それ以降、債務不履行責任は瑕疵担保責任に制限されるとするものがある。

以上のように、学説の見解は一致していないが、そこでの議論は、瑕疵担保責任の適用時 点がいつかという点で活発であったのに対して、瑕疵担保責任のもとで認められる効果が 債務不履行責任に対してどのような点で異なっているのかという問題については、そこに おいて十分に考慮されていたとはいえない。

そこで、本稿では、債務不履行責任と瑕疵担保責任という責任規範が、それらの適用関係をめぐる議論を背景に、救済法理としての機能を十分に果たしていないという問題意識から、瑕疵担保責任の特則性がどのような点にあり、瑕疵担保責任の意義は何かにという点ついて考察するものである。

さらに、以上の理論的な問題に加え、わが国では請負の仕事の瑕疵に対する責任追及手段 として不法行為責任が持ち出される事案が増加していることから、そのような状況がいか

³ 塩崎勤「判批」判タ 1184 号〔平成 16 年度主要民事判例解説〕(2005 年)50 頁。また、このような仕事の完成・未完成による区別の妥当性について疑問を示すものとして、石外克喜「判批」判評 404 号(1992 年)169 頁。

なる問題のもとで生じているのかを考察し、わが国における請負の瑕疵をめぐる紛争の特 徴と、不法行為責任構成の有する意義を探るものである。

2. 本論文の構成及び概要

第一章では、わが国における瑕疵担保責任と債務不履行責任の関係をめぐる従来の議論 を整理し、そこで問題とされている点を抽出する。そして、以上で述べたように、そこでの 議論は、適用時点をめぐる問題として活発であったのに対し、瑕疵担保責任の効果としてい かなる点を債務不履行責任の特則とみるかについて、必ずしも意識されてこなかった問題 があることから、瑕疵担保責任の要件と効果について、それぞれの議論状況を検討する。こ れによって、以上で指摘したように、瑕疵担保責任の効果として債務不履行責任との相違点 をどのように解するかについて、学説の見解が一致していない問題があることを示した。と りわけ、仕事のやり直しをめぐり、債務不履行責任における履行請求と、瑕疵担保責任にお ける修補請求の関係について、異なる見方が示されていた。また、近時の仕事の瑕疵に対す る不法行為責任構成をめぐる動向について、判例を中心に、そこでの問題状況を確認した。 以上の検討に加えて、わが国の改正法案が、瑕疵担保責任を含む大幅な転換を図ることを示 していることから、本稿における問題意識から、その内容を確認した。そこでは、請負の瑕 疵担保責任の規定が売買の包括準用とされることが予定されており、解釈に委ねられる部 分が現行法以上に多いこと、さらに、現在の裁判例上の解釈が変わることが示される一方 で、そのような問題について改正議論の中では十分に検討されなかったという問題が指摘 しうる。

第二章では、わが国における議論に対して示唆を得ることを目的として、ドイツにおける 瑕疵担保責任をめぐる議論を検討する。まず、わが国との比較の前提として、ドイツにおけ る瑕疵担保責任がいかなる規定であるのかについて、要件及び効果を整理する。以上を前提 に、ドイツにおいても、瑕疵担保法と一般給付障害法との適用関係が激しく議論されてお り、いまなお解決をみていない状況があることから、そこでの問題状況がいかなるものであ るのか、学説の対立点を中心に明らかにした。

第三章では、ドイツ法の議論から、わが国における問題についていかなる示唆が得られるかについて検討を行う。その前提として、わが国とドイツにおける瑕疵担保責任がどのような相違点を有しているのかについて、両国の瑕疵担保責任の要件及び効果についてそれぞれ対比を行った。わが国とドイツにおいては、体系的な違いがあることに加え、瑕疵担保責任の効果として規定される救済手段においても異なる点が存在する。それを前提として、わが国の議論とドイツにおける議論が、それぞれどのような点を問題としているのかについ

て対比し、そこでの共通点を抽出した。わが国とドイツのいずれにおいても、瑕疵担保責任の効果として、債務不履行責任に対し、どのような点で違いがあり、そのような違いが何によって理由づけられるのか、なお見解が一致していない状況にあった。しかし、ドイツにおける議論は、わが国においては、規定上の違いも背景として、これまで十分に意識されてこなかった視点を提供するものであった。ドイツにおける瑕疵担保責任の適用時点をめぐる議論では、瑕疵担保責任が、債務不履行の一般規定と比べて、報酬減額や注文者による瑕疵の除去を認めるという点で、より多くの救済手段を置いており、その適用を認めることは注文者にとって利益があるとの見方を示す学説が有力であった。そのような考えのもと、瑕疵担保責任が適用されるべき時点の検討という議論展開がみられた。

以上の検討を通して、瑕疵担保責任の意義は、債務不履行の中でも、不完全な履行という態様について適当な効果を定め、瑕疵ある仕事を前提とした当事者の利益状況から適切な救済を図るものであると指摘した。なお、その場合に、請負がしばしば継続性を有する契約であることから、瑕疵担保責任の適用が妥当する「不完全な仕事」がどの時点で判断しうるかについては問題となる。さらに、請負契約自体の多様性から、一般化が困難な問題であることを指摘した。

また、わが国における不法行為責任構成の問題について、そこには、建築紛争の特殊な事情があることを指摘したうえで、不法行為責任と契約責任のそれぞれの機能が果たされることが重要であることを述べた。

さらに、わが国の改正法案がドイツ法と同様の方向性を示していることから、ドイツにおける問題状況を参照し、わが国の改正法案との対比を行った。ここで、ドイツにおける 2002 年の債務法改正においても、請負と売買の近接化が図られたという事情があるが、請負の特徴から、売買と同様の規定によることの不都合性が指摘されている。そこで、ドイツにおける議論を参照し、わが国の改正法案のもとで生じうる問題について指摘した。